

# 解説 マイナンバー

④

平成28年1月以降、税と社会保険関係の書類に順次個人番号を記載して行政機関などに提出する必要がある。民間企業は平成27年中に何をしておくべきだろうか。

## 従業員分は年末調整で

平成27年10月の番号通知以降、個人番号を収集することが可能になる。従って、企業は、9月末までに個人番号を受け入れる準備を行う必要がある。

例えば、誰から、いつ、どのように個人番号を収集するのか、また

28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を従業員が会社提出することになる。同申告書には、従業員および扶養親族などの個人番号が記載されているから、これをもって個人番号を収集する必要がある。

取引先(講演を依頼する専門家や不動産のオーナーなど)については、担当者が訪問して対面で提供を受けることになる。特定個人情報情報の取り扱いを第三者に委託することは可能である。企業は、この委託を

# 番号収集の準備を

多くの企業にとっ

て、取り扱う量が多い個人番号は、従業員およびその扶養親族などの個人番号となる。この個人番号はどのよう

に収集することになるだろうか。

平成27年11月ごろから翌年1月にかけての年末調整時に、「平成

同申告書の提出をもって個人番号の収集をすることには大きなメリットがある。従って、「扶養控除等(異動)申告書」によって個人番号を収集する際に、その個人番号を社会保険の届出事項として、個人番号

を収集する必要があるなどとして収集することになる。取引先(講演を依頼する専門家や不動産のオーナーなど)については、担当者が訪問して対面で提供を受けることになる。特定個人情報情報の取り扱いを第三者に委託することは可能である。企業は、この委託を

ことが簡便かつ確実に務などでも利用するために、利用目的の通知

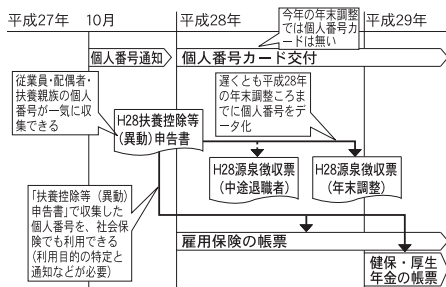
を収集する必要があることにより、マイナンバー法への対応

「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けると、従業員本人の本人確認が必要となるが、扶養親族などの本人確認は不要である。この点においても、

株主についても、個人番号を大幅に軽減することによって、マイナンバー法への対応

取引先や株主は個別に対応

取引先および株主が依頼する書面を同封して、返信するよう求め



ようにするとしての義務を果たすことが考えられていることなのである。

これは、個人番号の収集についても同様のことが言える。会計事務所や社会保険労務士事務所に個人番号の収集を委託したり、全管理措置は必要なく、本人確認書類(通知カードと運転免許証など)の画像ファイルをアップロードさせて電子的に収集することができ、クラウド・サービスを利用すれば、個人番号収集の際の本人確認の事務負担を大幅に軽減することが可能となる。

平成27年 10月 平成28年 平成29年

個人番号通知

個人番号カード交付

H28源泉徴収票(中途退職者)

H28源泉徴収票(年末調整)

雇用保険の帳票

健保・年金の帳票

「扶養控除等(異動)申告書」で収集した個人番号を、社会保険でも利用できる(利用目的の特定と通知が必要)

「扶養控除等(異動)申告書」で収集した個人番号を、社会保険でも利用できる(利用目的の特定と通知が必要)

①特定個人番号を収集すること

②クラウド・サービスを利用すれば、個人番号収集の際の本人確認の事務負担を大幅に軽減することが可能となる。

牛島総合法律事務所 弁護士・影島広泰